

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（統計情報総合研究事業）

分担研究報告書

介護サービス施設・事業所調査の行政記録情報による

代替可能性の検証のための調査研究：

「介護サービス施設・事業所調査」における行政記録情報活用の現状と課題」

研究分担者 小島克久 国立社会保障・人口問題研究所

研究分担者 盖 若琰 長崎大学

研究分担者 南 拓磨 埼玉県立大学

研究要旨

本研究では、「介護サービス施設・事業所調査」における行政記録情報の活用状況と今後の活用の余地などの課題を検討した。

この調査では、「介護保険法による情報公表制度」の情報が活用されるなど、行政記録情報の活用が進んでいる。2022 年からこの活用が開始された「詳細票」（介護事業者が回答）で見られる傾向は以下の通りである。

- 1) 法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況といった最も基本的な情報はこの調査の「基本票」の回答が活用されている。
- 2) 法人番号、経営主体などの短期的な変化が考えにくい情報は前年度回答から活用されている。
- 3) 利用者数や職種別従事者数といった短期的に大きな変化は考えにくいですが、修正も小幅に済むことが考えられる調査項目は、「介護保険法による情報公表制度」の情報が活用される傾向にある。

一方で、今後の「介護保険法による情報公表制度」の情報活用の余地がある部分は以下の通りである。

- 1) 「基本票」の情報が活用されている調査項目における活用。活用する行政記録情報の種類を減らし、プレプリントのプログラムが複雑でなくなるなど調査担当者の負担を軽減するという効果が期待される。
- 2) 「開設主体」（経営主体）の情報も活用の余地があるが、この調査と「介護保険法による情報公表制度」で、該当する設問の選択肢に若干の違いがあり、その対応の検討が必要である。

政府統計、特に統計調査の方法で実施してきたものでは、行政記録情報の活用は今後ますます重要になると考えられる。回答者、調査担当者の負担軽減に資することが期待されるからである。行政記録情報から必要なデータの抽出などの作業で、依然として目視に頼る部分があり、A) 確認ミスによるデータ抽出等の失敗、B) 行政記録情報の書き方の違い、ばらつきによる修正作業への対応でかえって作業負担が増す、という課題も考えられる。

こうした課題はあるものの、この調査での行政記録情報の活用は重要である。

A. 研究目的

高齢者介護の研究や政策立案には、介護サービス提供体制の実態把握が不可欠である。その役割を果たすもののひとつとして、わが国では厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」がある。この調査は、2000年以降毎年実施され、全国の介護サービスの提供状況及び従業者・利用者の状況を明らかにしてきた。この調査を含めて、政府統計は厳しい調査環境の下にある。具体的には、回収率の低下、調査実施に伴う回答者や調査事務担当者の負担が重いことなどである。後者への対応策として、近年行政記録情報の活用が進められている。この調査では、「介護保険法による情報公表制度」に基づく行政記録情報を活用したプレプリントが開始されている。本研究では、その現状とさらなる行政記録情報の活用の余地の検討を目的とした分析を行った。

B. 研究方法

本研究では、厚生労働省、「介護サービス施設・事業所調査」の行政記録情報活用に関する分析を内容としており、統計データを用いた分析ではない。そのため、使用データはこの調査の調査票などの、調査に関する資料を用いて行った。

まず、「介護サービス施設・事業所調査」（以下適宜、調査）の調査票や関係資料の入手、整理を行った。あわせて、「介護保険法による情報公表制度」の資料の収集と整理を行った。

次に、「介護サービス施設・事業所調査」の調査票のうち、「介護保険法による情報公表制度」などの行政記録情報が活用されている調査項目の整理やその傾向の分析、今後この「介護保険法による情報公表制度」の記録が活用しうる調査項目の検討を行った。

さらに、この調査の実施と「介護保険法

による情報公表制度」の運用を担う自治体へのヒアリング（千葉県、神奈川県、佐賀県、和歌山県）を行った。

行政記録情報が活用されている調査項目の傾向、今後活用があり得る調査項目の有無の検討を行った。

（倫理上への配慮）

本研究は、「介護サービス施設・事業所調査」や「介護保険法による情報公表制度」の調査関係資料や公表統計を用いた分析を主としている。「介護サービス施設・事業所調査」の個票データの利用は統計法に基づく利用申出・承認により行った。さらに、地方自治体のヒアリングでは、統計調査の進め方に関する意見交換であり、個人情報に含まれず、倫理審査の対象でないことを、国立社会保障・人口問題研究所の倫理審査担当に確認した。よって、人を対象とした調査、試料の収集も行っていない。そのため、倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究成果

本研究で明らかにしたことは以下の通りである。

- ① 「介護サービス施設・事業所調査」は、わが国の介護サービス提供体制を把握する基盤的な統計である。政府統計の調査環境が厳しくなる中、行政記録情報の活用が進められている。
- ② 「介護保険法による情報公表制度」は、介護サービス施設・事業所の情報基盤であり、この制度で収集される情報は「介護サービス施設・事業所調査」の調査票のプレプリントとしても活用されている。
- ③ 「介護サービス施設・事業所調査」での行政記録情報活用の状況として、
 - 1) 法人名、施設名、施設所在地、事

業所番号、活動状況といった最も基本的な情報は「基本票」の回答が活用されている。2) 法人番号、経営主体などの短期的な変化が考えにくい情報は前年度回答から活用されている。3) 利用者数や職種別従事者数といった短期的に大きな変化は考えにくいですが、修正も小幅に済むことが考えられる調査項目は、「介護保険法による情報公表制度」の情報が活用される傾向にある。

- ④ 今後この調査において、「介護保険法による情報公表制度」の情報が活用される余地を検討すると、1)「基本票」の情報が活用されている調査項目における活用。活用する行政記録情報の種類を減らし、プレプリントのプログラムが複雑でなくなるなど調査担当者の負担を軽減するという効果が期待される。2)「開設主体」（経営主体）の情報も活用の余地があるが、この調査と「介護保険法による情報公表制度」で、該当する設問の選択肢に若干の違いがあり、その対応の検討が必要である。

D. 結果の考察

政府統計、特に統計調査の方法で実施してきたものでは、行政記録情報の活用は今後ますます重要になると考えられる。回答者、調査担当者の負担軽減に資することが期待されるからである。行政記録情報から必要なデータの抽出、プレプリントのための準備を行う際に、これらの作業が自動化されていれば、調査担当者の負担軽減が大きいと期待できる。しかし、その作業に目視での確認作業が多くを占める場合、A) 確認ミスによるデータ抽出等の失敗、B) 行政記録情報の書き方の違い、ばらつきによる修正作業への対応でかえって作業負担が増

す、という課題も考えられる。

E. 結論

「介護サービス施設・事業所調査」は、わが国の介護サービス提供体制を把握する重要な統計である一方、「介護保険法による情報公表制度」も介護サービス提供体制に関する詳細な情報を人々に提供する。これは介護サービスを利用する人、家族だけでなく、研究者にとっても重要な情報源である。この調査において、「介護保険法による情報公表制度」の情報活用の余地は存在する。このような形で両者が連携することで、行政、研究、介護サービス利用者にとって有用なものであると思われる。

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし